中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、 当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査 結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見 を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うこと を始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新 の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

12 大規模災害等への対応能力向上のための 大型輸送へリコプター配備について

《提案・要望の内容》

〇大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を 確保するため、本県への大型輸送へリコプターの配備を行うこと。

<参考>

1 大規模災害時の救援活動

- ○大規模災害時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成23年 3月の東日本大震災における救援物資の輸送や、平成20年岩手・宮城内陸地震におけ る孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪など の厳しい自然環境にある本県においては、自衛隊の大型輸送へリコプターは極めて有用 である。
- ○本県でも、消防防災へリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に 年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる 応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊 急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送へリコプターは極めて有用である。
- ○平成25年5月に中央防災会議のワーキンググループが取りまとめた「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」においては、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対策を行うと同時に、被害の甚大な地域への支援も行うべきであることが指摘されており、被害が比較的少ないと想定される本県内に自衛隊の大型輸送へリコプターを配備することは、日本全体で取り組む必要がある南海トラフ巨大地震対策として有用である。



2 国民保護措置の必要な事態への対応

- ○世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。
- ○当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民 の安全を確保するためには、大型輸送へリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整 えておく必要がある。

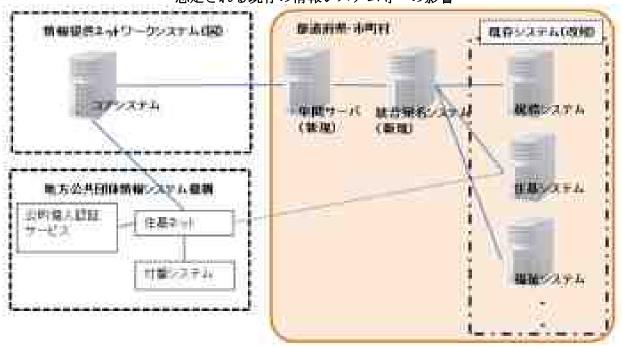
13 番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

《提案・要望の内容》

- ○本制度は地方公共団体に多大な影響を与えるものであるため、現場の意見を十分に聞いた上で、円滑な制度移行になるよう、引き続き適時、地方自治体への情報提供を行うこと。
- 〇情報連携の基盤となる情報ネットワークシステムや中間サーバに関して、既存 システムの改修に影響があることから、基本設計及び詳細設計が固まった際に は、地方自治体へ情報提供すること。
 - ※番号制度の導入に伴い、地方では情報提供ネットワークシステムとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築(改修)が必要となり長期間を要するため、情報提供ネットワークシステム、インターフェースシステム、中間サーバの詳細設計が早期に判明しないと期限内に構築及び改修を行うことができない恐れがある。
- 〇番号制度の導入に伴うシステム構築及び改修に係る経費は国が全額負担するこ と。
 - ※番号制度は国家的な情報基盤であることから、システム構築及び改修に係る経費は国が全額負担すべきである。
- 〇地方公共団体情報システム機構の運営にあたっては、国と地方との費用負担に ついて地方と十分に協議し、地方の財政負担を最大限縮小すること。
 - ※地方公共団体情報システム機構法案では、地方公共団体情報システム機構の運営費用について、定款で定めるところにより地方公共団体が負担することとなっている。また、改正後の住民基本台帳法や公的個人認証法では、地方公共団体情報システム機構が国の機関等から情報提供手数料を徴収する規定がある。
 - ※国においては、番号制度の導入に伴い、国の機関等からの情報提供手数料の大幅な増収が見込まれるとされているが、具体的な根拠を示した上で、その妥当性や国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の理解を得る必要がある。

く参考>

想定される既存の情報システム等への影響



14 スポーツツーリズムに関する支援について

《提案・要望の内容》

〇鳥取県がインバウンド対策の重点施策として取り組んでいるスポーツツーリズムの基盤整備や普及、スポーツを取り入れた着地型旅行商品の開発や海外プロモーションに対する支援を行うこと。

<鳥取県の取組状況>

- サイクリングロード、ウォーキングコースの整備
- ・サイクリング等の拠点施設整備
- ・スポーツツーリズム促進に係るインバウンド商品の造成、誘致促進
- ・各種スポーツ大会の国際化

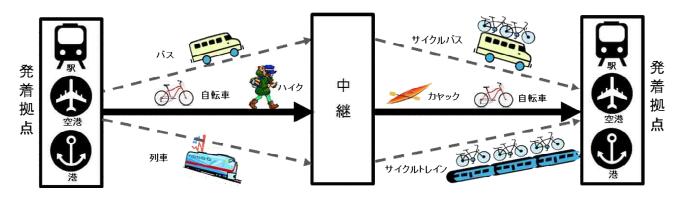
<今後支援いただきたい取組>

- ①「ジャパン・エコ・トラック」の推進 サイクリング、ウォーキング、カヤックなど人力での移動を基本とした環境に優しい旅 行スタイルを県全域に広げるためのインフラ整備や、ガイド養成などの体制整備への支援
- ②国内外の愛好者が訪れ、サイクリングコース及びウォーキングコースの海外へのPRや、着 地型旅行商品の開発
 - ・大山ダウンヒルコース (サイクリング)
 - ・東郷湖周回コース (ウォーキング) など
- ③スポーツ大会の国際化
 - ・国内の草分けである「全日本トライアスロン皆生大会」や「皆生・大山 SEA TO SUMMIT」 及び新たに外国人参加枠を設けた「鳥取マラソン」などの国際大会の海外 PR
 - ・「ツール・ド・ジャパン (仮称)」の実現に向けた広島県、島根県との連携事業
- ④エコツーリズムの普及及びインバウンド対応
 - エコツアーガイドの養成
 - 海外トッププロモーション

く参考>

「ジャパン・エコ・トラック」とは

「スイスモビリティ」と呼ばれているスイス全土をカバーする新たな旅行形態を参考に、全国 SEA TO SUMMIT 連絡協議会において提唱された<u>サイクリング、ウォーキング、カヤックなど人力での移動</u>を基本とした環境に優しい旅行スタイル。



15 ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について

《提案・要望の内容》

- 〇クールジャパンによる海外展開を全国規模で展開するため、地方のアニメやマ ンガに関する文化観光施設の充実強化、地方発の海外プロモーション活動の実 施に対して支援を行うこと。
 - ※世界に通じるキャラクター「ゲゲゲの鬼太郎」、「名探偵コナン」をはじめ、アニメ「Free!」 「琴浦さん」など鳥取ブランドを活用した海外プロモーションを強力に取り組んでいる。 地方が取り組む海外プロモーション活動に対し、国レベルでの支援が不可欠。
 - 、※「ジャパン・コンテンツローカライズ&プロモーション支援助成金」に申請予定
- 〇地域が取り組む総合イベントの実施や人材育成など、ソフトパワーを活用した 地域活性化の取組に対して支援を行うこと。
 - ※「国際まんが博」、「まんが博・乙」など、まんがやアニメをテーマとするイベント開催 により、「まんが王国とっとり」を国内外に大きく情報発信するとともに、アニメ「Free!」 「琴浦さん」を活用したまちづくりを進めている。

地方が取り組むまんがやアニメを活用した地域振興の取組に対し国レベルでの支援が不 可欠。

※「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業補助金」を申請予定 (H24:294百万円、H25:43百万円を支援いただいた。)

く参考>

○鳥取県における平成25年度の取組

- 1.「まんが博・乙」の開催
 - (1) 期 間: 平成25年7月13日から8月25日までの44日間
 - (2) 概要:国際まんが博の成果を引き継ぎ、

鳥取からソフトパワーを広く発信する ため、「まんが博・乙(おつ)」を開催。

2. アニメ「Free!」、「琴浦さん」の地域振興の取り組み事例



岩美町イカまつり&コスプレイベント





琴浦さん×琴浦町 ご当地ナンバープレート作成

3. 台湾・韓国の漫画博覧会での「まんが王国とっとり」をPR



H25台湾「台湾漫画博覧会」



H25韓国「富川国際漫画祝祭」

16 簡素な給付措置について

《提案・要望の内容》

- 〇消費税率引上げに伴う簡素な給付措置に要する経費について、市町村や都道府 県の超過負担が生じることのないよう、事務費を含め国において確実に負担す ること。
- 〇制度設計にあたっては、地方の意見を十分に踏まえ、事務の簡素化を図るとと もに、市町村の行財政運営に支障が生じることのないよう、具体的な実施方法 やスケジュール等を早期に示すこと。
- 〇住民に正確な情報が伝わるよう、国の責任において様々な機会、媒体を通じた 広報を行い、周知徹底を図ること。

く参考>

1 本県の対応状況

- 12月 2日 市町村説明会開催、国への要望・質問等についてアンケート調査実施
- 12月12日 市町村の要望・質問等を厚生労働省簡素な給付措置支給業務室へ送付

2 市町村からの具体的な要望、意見(主なもの)

| ٠. | 11 H 1 J 1 J 1 J 2 J | V 天体的な女主、忘光(上なりV) | | | | | | |
|----|---------------------------------------|------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | 区 分 | 国への要望、意見 | | | | | | |
| | 国の補助 ・市町村が一時借入を行わずにすむよう所要額を概算払していただきた | | | | | | | |
| | 制度設計 | ・支給対象者の把握方法が複雑すぎ、審査事務に非常に手がかかる。 | | | | | | |
| | | ・市町村民税(均等割)課税者の扶養親族は対象外とのことだが、他市町村に | | | | | | |
| | | 居住する親族等による扶養事実や当該扶養者の課税状況の把握は困難。 | | | | | | |
| | | ・申請に委ねる支給方法では現場が混乱し、対象者間で不公平が生じる。 | | | | | | |
| | | ・調査等により非課税が課税になることは通常発生しうることで、返還請求が | | | | | | |
| | | 当然想定されるが、現実問題として回収は相当困難で、事務処理も煩雑かつ | | | | | | |
| | | 非効率である。 | | | | | | |
| | 住民への | ・チラシ等の周知媒体や申請書様式の雛形を早期に示していただきたい。 | | | | | | |
| | 周知•広報 | 知・広報 │・外国人への周知にあたっては、日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語 | | | | | | |
| | | によっても行っていただきたい。 | | | | | | |

- 3 給付の流れ(11/21全国説明会資料及び説明をもとに作成)
 - 1 住民への広報(国、県、市町村)、対象者及び加算者リストの作成
 - 2 申請受付(開始日は各市町村が決定)

3 支給審査

- (1)申請受理名簿及び支給決定済台帳に登録があるか(重複支給防止のための確認) ↓ (登録がない)
- (3) 平成26年1月1日時点で、給付対象外となる生活保護制度の被保護者等に該当しないか ↓ (該当しない)
- (4) 平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていないか

↓(課税されていない)

- (5) 平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等に該当しないか ↓ **(該当しない)**
- (6) 加算の対象となる年金、児童扶養手当等の受給者等に該当するか

↓ (該当しない)1万円の支給決定

_____ ↓ (該当する) 1万5千円の支給決定

4 支払手続

- (1) 支給(不支給)決定通知書の送付
- (2) 口座振込または窓口での現金給付
- (3) 支払いをした者について支給決定済台帳に登録

5 返還請求(支給後に非課税から課税に変更となった場合)

17 地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について

《提案・要望の内容》

- 〇障害福祉サービス体系等の変更に伴い必要となる障害者自立支援給付支払シス テムの改修に要する経費を国において全額負担すること。
 - ※ 障害者総合支援法の施行や来年度に見込まれる報酬改定等に伴う障害者自立支援給付支払システムの改修については、国の制度改正によるものであり、国の責任において行われるべきもの。
 - ※ これまで、障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業として、財源を10/10 として実施されてきており、引き続き国による支援が必要。
 - ※ 今年度対応が必要なシステム改修については、国において補正予算が計上される見込みだが、来年度も平成27年度報酬改定に伴うシステム変更が予定されており、 所要の財源措置が必要。
- 〇地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫 補助金の充分な財源を確保すること。
 - ※ 平成25年度予算においては、地域生活支援事業国庫補助金の財源は前年度微増の 460億円が確保されたが、平成24年度の市町村事業の国庫配分の平均内示率は 83.9%であり、市町村は財源が確保されない状態での新たな事業の実施を躊躇 している状況にある。

<参考>地域生活支援事業(鳥取県市町村分)平成24年度実績(国の補助充足率83.9%) 平成24年度 市町村地域生活支援事業の総事業費564百万円(鳥取県)

| 国 1 / 2 × <u>8 3 . 9 % (充足率)</u> | 県1/4 | 市町村 1 / 4 |
|----------------------------------|-----------|-----------|
| 2 3 7 百万円 | 1 1 8 百万円 | 1 4 1 百万円 |
| 市町村持ち出し額 | 県上乗せ補助額 | |
| 4 5 百万円 | 2 3 百万円 | |

※太枠部分:国庫補助金が総事業費の1/2を満たないため市町村の持ち出しが発生

※網掛部分:県は国庫補助金の額にかかわらず総事業費の1/4を補助

18 手話言語法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

〇手話言語法(仮称)を制定し、手話を使いやすい社会の実現に向けて取り組むこと。

※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられている。

【障害者基本法】第3条第3号

全て障害者は、可能な限り、<u>言語(手話を含む。)</u>その他の意思疎通のための 手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための 手段についての選択の機会の拡大が図られること。

- ※ただ、この記述だけでは音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革 する推進力としては不十分であり、手話に関する施策も含めた個別法が必要である。
- ※障害者の権利に関する条約においても手話は明確に言語として位置付けられ、フィンランドの憲法をはじめとして、ヨーロッパ等では手話を言語として位置付ける法律が制定されてきており、これは21世紀における世界的な潮流となっている。

【障害者の権利に関する条約】第2条 定義

この条約の適用上、(略)<u>「言語」とは、</u>音声言語及び<u>手話その他の形態の非音</u> 声言語をいう。(略)

- ※鳥取県においては平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定し、12月には北海道石狩市においても同様の条例が成立したところであり、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。
- ※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話 通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。

19 全国障がい者芸術・文化祭に対する財政支援の拡充について

《提案・要望の内容》

- 地域に根ざした障がい者の芸術・文化活動を全国的に振興するため「全国 障がい者芸術・文化祭」に対する財政支援を拡充すること。
 - ※ 障がい者芸術・文化祭は、障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて障がい者の 生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と 社会参加の促進につながるものであり、平成26年に鳥取県で開催される本大会の成功 に向け、鋭意開催準備に取り組んでいる。

しかし、国からの財政支援が3,600万円と少なく、過去の開催状況を調べると開催県によっては3日間程度のイベントに過ぎないなど、一過性のイベントに終わっているとの感が拭えない。

障がい者の芸術・文化活動の振興のためには、障がい当事者のみならず地域の共感を 得る必要があり、そのためには、県内各地での多くの人が参加するイベントの開催な どの工夫が必要である。

鳥取県では、一過性の短期イベントで終わらせるのではなく、障がいのある無しに関わらず多くの方に参加していただけるよう、アール・ブリュット巡回展や鳥の劇場における障がい者と健常者がコラボしたイベントなど、長期間にわたって各地で様々な催しを開催することを検討しており、更に、平成24年度からは掘り起こしやレベルアップなどの活動支援事業を実施して、本大会終了後も障がい者の芸術・文化活動が定着・発展するよう工夫している。

もちろん、民間の助成制度の活用、単県補助などを行う予定であるが、県の財政状況にかかわらず、地域に根ざした障がい者の芸術・文化活動を全国的に振興するため、「全国障がい者芸術・文化祭」に対する財政支援を拡充していただきたい。

<参考>

第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の概要(計画案)

- · 主催 厚生労働省、鳥取県、鳥取市(開催地)
- ・開催時期 平成26年7月~11月
- 開催地 鳥取市を中心とした県内各地
- ・内容 文芸 (詩歌、短歌、俳句、川柳)、美術 (絵画、彫刻、工芸、書道、写真)、 音楽 (合唱、演奏)、演劇 (民族芸能、郷土芸能)、ダンス など
- 大会テーマ "障がいを知り 共に生きる"
- ・開催方針 ①発表(表現)し、鑑賞し、共に楽しむ
 - ② 障がいの 有無に関わらずあらゆる人が参加する
 - ③鳥取の「カ」を発信し「あいサポート運動」を推進する

20 ワクチンの定期接種化について

《提案・要望の内容》

○国において、国民の健康と生命を守るべく、ワクチンで予防できる病気にかからないようにするためにも、速やかに、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及び B型肝炎の予防ワクチンを予防接種法の対象とし、定期接種とすること。

<参考>

- 1 ワクチンで予防できる病気をVPD(Vaccine Preventable Diseases) と呼び、多くの欧米先進国では、国の制度として国民に予防接種が行われている。
- 2 わが国では、予防接種法に基づき、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、 麻しん、風しんなどの予防ワクチンの定期接種を市町村が実施主体となって行ってお り、平成25年4月1日からは、予防接種法の改正により、3ワクチン(子宮頸がん 予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌)が定期接種の対象に追加された。
- 3 ところが、今も日本では、子どもや大人も毎年多くの人々がワクチンで予防できる 病気(VPD)に感染して苦しんだり、後遺症が残ったり、死亡したりしている。と りわけ、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎の予防ワクチンについて は、まだ定期接種化がされておらず、国民や医療関係者から早期に定期接種化とする よう求める声が多く寄せられている。
- 4 こうした中、予防接種法改正の審議経過で、衆参両院の厚生労働委員会において、これら4ワクチンについて、定期接種の対象とすることについて検討し、平成25年度末までに結論を得る旨等を示す附帯決議が採択され、現在、国において、定期接種化の検討が行われているところである。

21 子ども・子育てに関する地方財源の確保について

《提案・要望の内容》

- 〇今般決定された消費税率の引き上げ分を確実に社会保障財源に充てるとともに、 子ども・子育て支援新制度の実施に必要となる総額を確実に確保すること。
- 〇少子化による将来の国家的危機に備え、地方が地域の実情に応じて独自に取り 組む様々な少子化対策について、国が地方の取組をしっかりと後押しするため、 それに必要となる財源を確実に確保すること。
- 「※ 12月12日に閣議決定された平成25年度補正予算案において、子育て支援・少子化対策として「地域における少子化対策の強化」が盛り込まれた。都道府県が要望していた基金という形ではないものの、ライフステージ(結婚から妊娠・出産・子育て)に応じた切れ目ない支援を行うための新たな交付金(約30億円)が創設されることとなったが、金額的に十分とまでは言えない。単発的な財源措置に止まることなく、継続した財源確保が必要。

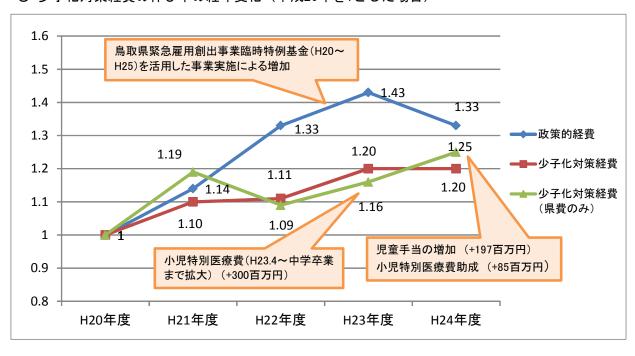
<参考>

- 1 鳥取県の少子化対策経費の推移
 - 政策的経費(自由に使える経費)と少子化対策経費

(単位:百万円)

| | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|---|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 政 | 策的経費 ※ | 19, 833 | 22, 689 | 26, 321 | 28, 367 | 26, 460 |
| 少 | 子化対策経費 | 4, 801 | 5, 305 | 5, 321 | 5, 766 | 5, 745 |
| | うち県費 | 4, 029 | 4, 777 | 4, 379 | 4, 658 | 5, 024 |

- ※ 社会保障経費(社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、教育費、市町村振興費、労働費等) の決算額から、介護給付費、後期高齢者医療費等の義務的に必要な経費額は除いて算出
- 少子化対策経費の伸び率の経年変化(平成20年を1とした場合)



2 県独自の特徴的な子育て関連事業

○ 平成25年度に実施している事業例

| ライフステーシ゛ | 事業 | 県費予算額 |
|----------|----------------------------|------------|
| 結婚 | 婚活応援プロジェクト事業 | 5,427 千円 |
| | 婚活イベント情報のメール配信、イベント・セミナーへの | |
| | 助成等 | |
| 妊娠·出産 | 不妊治療費助成事業 | 39,310 千円 |
| | 特定不妊治療費助成の回数制限を撤廃するなどした助成の | |
| | 実施等 | |
| 子育て | 小児医療費助成事業 | 773,569 千円 |
| | 小児医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大して実施 | |
| | 保育所保育士加配助成事業(1才児及び3才児) | 160,359 千円 |
| | 国配置基準より手厚く保育士を配置するために必要な経費 | |
| | を補助 | |
| | とっとりイクメンプロジェクト推進事業 | 9,799 千円 |
| | 男性従業員に育児休業を取得させた事業主に奨励金を支給 | |
| | 等 | |

〇 平成26年度に向けて検討中の新たな事業例(案)

| ライフステーシ゛ | 事業(案) | 県費概算額 |
|----------|----------------------------|------------|
| 妊娠·出産 | 放課後児童クラブ設置促進事業【拡充】 | 130,569 千円 |
| | 新制度を先取りして、ハード・ソフト両面で受入れ支援を | |
| | 実施 | |
| 子育て | 市町村地域支援保育料無償化モデル事業 | 29,114 千円 |
| | 少子化等を背景に独自に保育料無償化に取り組む市町村へ | |
| | の補助 | |
| | 森のようちえん等自然保育運営助成モデル事業 | 26,487 千円 |
| | 特色ある自然保育の取組に対する助成制度の創設等 | |

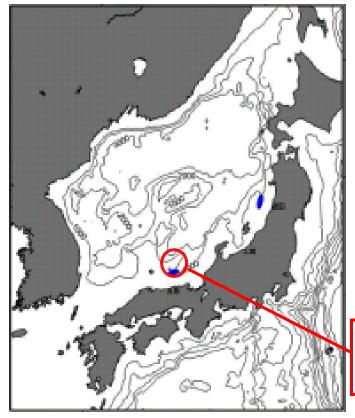
22 表層型メタンハイドレートの調査研究と洋上風力発電の調達価格等の設定について

《提案・要望の内容》

- 〇日本海の海底に賦存している表層型メタンハイドレートについて、明治大学の 松本教授らによる学術調査により鳥取県沖で板状あるいは塊状のメタンハイド レートが初めて採取されたことが発表された。今後、より詳細な賦存量を把握 するため、調査範囲を拡大するとともに、実用化に向けた探査を実施すること。
- 〇また、資源量探査の実施と同時に、表層型についての採掘方法の研究と技術開発を進めることで、実用化試験を経て出来る限り早期に探鉱の事業化を実現すること。
 - ※本年7月~8月、明治大学研究・知財戦略機構・ガスハイドレート研究所が日本海の 隠岐東方(隠岐トラフ)及び秋田-山形沖(最上トラフ)において海洋調査を実施。 鳥取沖と秋田-山形沖でメタンハイドレートを採取したことが9月20日に公表された。
- 〇今後風力発電等の環境影響評価に活用できる基礎情報の収集や条件整備が期待 され、洋上風力の調達価格の設定に係る研究会も立ち上げられたことから、洋 上風力発電の調達価格・調達期間を早期に設定し、様々なタイプの風力発電の 開発・普及を図ること。
 - ※環境省の風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業の対象地区に採択されたことから、今後、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備が行われ、 早期導入が期待できる。
 - ※国においても洋上風力発電の実証実験が実施されており、コストデータの把握をできるだけ早く行なって、実態に即した買取価格等の設定が必要。

<参考>

〇鳥取県沖にて表層型メタンハイドレートが採取された海域 [H25.9.20公表]



[鳥取県沖で回収された結晶] (回収中に大部分は溶解)



鳥取県沖約110km、水深約1,000mの隠岐トラフの深海底から採取に成功

[出典:明治大学研究・知財戦略機構・ガスハイドレート研究所ホームページから抜粋]

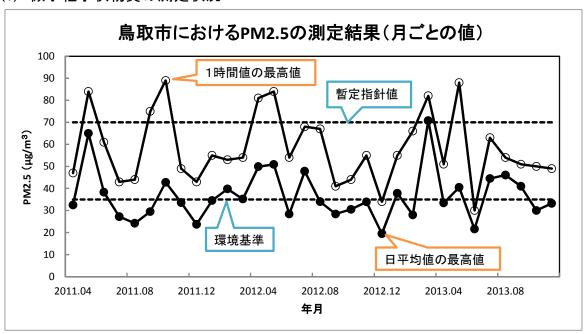
23 微小粒子状物質等、広域大気汚染に対する取組の推進について

《提案・要望の内容》

- ○大陸からの微小粒子状物質(PM2.5)や黄砂等の大気汚染の影響を軽減するため、 TEMM(日中韓三カ国環境大臣会合)プロジェクト及び黄砂対策プロジェクトの推進や公害防止技術の提供等、中国等関係国への大気汚染の発生抑制に対して支援を行うとともに、抜本的な対策を取るよう要請すること。
- 〇近年、広域汚染や越境汚染が問題となっているPM2.5や光化学オキシダントなど、 黄砂問題を含め大気汚染物質に関する実態解明調査・研究を推進すること。併せ て、PM2.5等の健康影響に関する知見を収集し、防護措置とともに分かりやすく 情報提供すること。
 - ※ 中国においては、PM2.5の値が1,000 μ g/m³を超える値が報道されるなど、大気汚染が深刻であり、その広域的汚染が日本にも及んでいると言われている。鳥取県においても、PM2.5の環境基準は達成されておらず、また、暫定的な指針値を超えた日も見られている。また、光化学オキシダントの環境基準も本県は達成できていないが、全国的にも同様であるところ。
 - ※ PM2.5や黄砂は、呼吸器疾患やアレルギー等人の健康に影響を及ぼすことも懸念されており、また、全国的に黄砂観測日には、有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られる。
 - ※ 特に、PM2.5の人への健康影響に関しては、住民の関心が非常に高いにも拘わらず、知見が乏しく、国が提供されているQ&Aにおいても、PM2.5の健康リスクは未だ曖昧なものとなっている。
 - ※ 近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあり、鳥取県においても飛来回数は直近の 約10年間では、それまでの10年間の2倍以上にも増加し、また数年前からは、近年見られ なかった秋から冬にかけても飛来が確認されるなどの状況がある。今後も中国内陸部等の 砂漠化の進行に伴い、黄砂の発生回数の増加等が懸念されているところであり、韓国にお いては、大飛来時には学校休校等の影響も見られる。
 - ※ 平成25年10月30日にロシア沿海地方(ウラジオストク市極東連邦大学)で開催された、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、江原道、吉林省及び本県で構成される第6回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会において、PM2.5について、地域共通の課題としての認識、対策実施に向けた情報交換等の取組を呼びかけたところ。

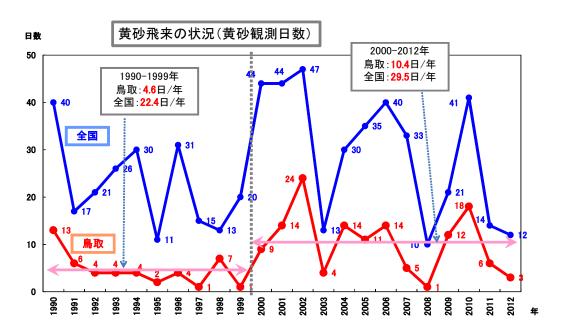
<参考>

(1) 微小粒子状物質の測定状況



- 鳥取県では、PM2.5を平成23年度より測定しているが、過去の1時間値の最高値は、 $89 \mu g/m^3$ を記録している。
- \bigcirc 国の暫定的な指針値 (日平均値 $70 \mu g/m³)$ を超える値を測定した日が見られている。

(2) 近年の黄砂飛来状況



- 〇 平成12年以降、日本への黄砂の飛来回数は増加し、中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、今後も黄砂の発生回数の増加が予想される。
- 黄砂観測日には、マンガン、ニッケルといった有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られ、健康への影響が指摘されている2.5 μ m以下の微小粒子が含まれることも明らかとなっている。

24 市町村等の廃棄物処理施設整備に係る予算額の確保等について

《提案・要望の内容》

〇一般廃棄物の適正処理に不可欠な焼却施設等の整備・改良は、自治体に大きな 財政負担を伴うが、近年、循環型社会形成推進交付金が要望額を大幅に下回る 事態が生じており、自治体によっては事業実施に支障を来すおそれがあること から、当該交付金について要望額に見合う予算額を確保すること。

※循環型社会形成推進交付金のH25年度内示額は要望額の6割程度の配分となった。

<主な交付金活用事業>

| 事業主体 | 事業内容 | H25内示状況 | | | H26要望 | |
|--------|---------|------------|-----------|-----------|------------|--|
| | | 要望額 | 内示額 | 不足額 | 予定額 | |
| 鳥取中部ふる | 焼却施設の | 242, 381千円 | 156,211千円 | △86,170千円 | 207, 443千円 | |
| さと広域連合 | 基幹的設備改良 | | | | | |

※H25不足額について、補正予算での満額交付を11月に要望中

- 〇また、焼却施設の設備改良に係る当該交付金の採択について、二酸化炭素の削減率によって補助率が優遇されているが、既に最新の省エネ設備を導入している焼却施設においては、設備改良による二酸化炭素の大幅な削減が困難なことから、現行の設備内容等を勘案して補助率を適用するなど、採択要件の緩和を検討すること。
 - ※循環型社会形成推進交付金対象事業に平成22年度から廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業が追加され、補助率1/2が適用される採択要件は、二酸化炭素の削減率が20%以上となっている。(通常の補助率は1/3)
 - ※米子市は、平成27年度から焼却施設の改良を計画しているが、既に最新の省エネ設備等を導入していることから、20%以上の二酸化炭素削減は困難となっている。

25 食品表示等の問題に係る対応について

《提案・要望の内容》

○景品表示法における都道府県知事の権限を次のとおり拡充するなどして、国と 都道府県が連携協力しながら食に関する表示の適正化を図る体制を確立すること。併せて、付与された権限を円滑に執行するため、適切な財源措置を講じる こと。

(権限の付与)

・都道府県知事に法第6条に基づく措置命令及び法第4条第2項に基づく合理的根拠の提出を求める権限を付与

(分担の明確化)

- ・行政処分や行政指導についての国と都道府県との権限の分担を規定
- 〇事業者による食材の適正表示や国及び都道府県の統一した基準による指導等を 確保するため、景品表示法第4条第1項第1号に定める優良誤認表示の具体的 な判断基準(ガイドライン)を速やかに示すこと。
- 〇この度のような全国規模での食品表示問題に迅速かつ的確に対応するため、国の対応状況や調査状況などについて都道府県との情報共有を強化すること。
 - ※都道府県は景品表示法第7条に基づく指示を行うことはできるが、指示に従わない事業者に対して措置命令を行うことができないため、速やかな改善を図ることが困難な状況にある。

また、国と都道府県との権限の分担が明確でないため、全国展開している事業者への対応などで本県をはじめ多くの自治体が対応に苦慮している。

- ※景品表示法における食品表示について明確な基準等もないことから、この度の一連の 事案に対する対応や事業者からの相談対応に苦慮している。
- ※この度の一連の不適正表示に係る指導等にあたっては、全国展開している事業者に対する消費者庁の調査状況等の情報が十分でなく、県としての対応に苦慮している。

く参考>

- 〇この度の一連の不適正表示に係る本県の対応状況
 - ①県内の旅館・ホテル及び飲食店に対し、関係団体を通じて適正表示の確保及びメニュー表示の再点検を文書により要請(10月29日)
 - ②県内の主だったホテルに対し、メニューの再点検と適正表示の指導を行うとともに、各施設の対応状況等について聞き取り調査を実施(10月30日~31日)
 - ③旅館・ホテル及び飲食店等に対する適正表示に係る研修会を開催(11月20日~29日)
 - ④これまでに県内で不適正表示が疑われた3施設に立ち入り調査を実施し、必要な指導等 を実施(11月21日~12月6日)
 - ⑤引き続き県内のホテル、旅館等約80施設に対し、メニューや営業チラシ等の表示確認 のため立ち入り調査を実施中(12月9日~来年1月中旬)

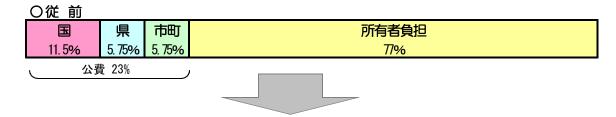
26 耐震改修促進法の施行に伴う補助制度の拡充等について

《提案・要望の内容》

- ○耐震診断が義務付けられた大規模建築物等については、耐震改修工事への補助制度も最大で所有者負担を 1/3 まで軽減する拡充がされたが、耐震診断が義務付けされない建築物は拡充制度の対象とならない。義務付け対象外の旧耐震建築物も含め広く耐震化を推進するため、所有者負担をさらに軽減するよう補助制度を拡充すること。
- ○耐震改修に係る補助制度は平成27年度までの期限付であり、新たに耐震診断 に取り組んだ場合、資金繰りまで考慮すると期限内に工事着手することは難し いケースが想定されるため、補助制度の期限を延長すること。
- 〇義務付け対象大規模建築物等については耐震診断の実施及び平成27年末までに所管行政庁に診断結果を報告することが義務化されたが、報告までの期間が2年間と短い。資金繰りにより耐震改修の着手が遅れ、診断結果を「NG」として公表された場合、多くの所有者にとって死活問題となることから、耐震改修工事に要する期間を勘案して報告期限の延長も含めた措置を講じること。

<参考>

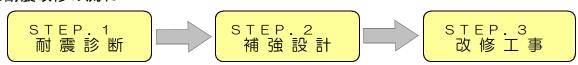
■耐震改修工事費の補助制度



〇耐震対策緊急促進事業(耐震診断義務付け大規模建築物等)

| 国 | 国•補助金 | 県 | 市町村 | 所有者負担 | | | |
|--------|-------|-----|-----|-------|--|--|--|
| 11.5% | 21.8% | 1/6 | 1/6 | 1/3 | | | |
| 公費 2/3 | | | | | | | |

- ※ 義務付け対象外の建築物については従前どおり。
- ※ 義務付け大規模建築物等で地方補助がない場合、国の補助は11.5%のみ。(所有者負担 は88.5%)
- ■耐震改修の流れ



27 賃金引上げにつながる施策の拡充実施について

《提案・要望の内容》

- 〇国において策定された「好循環実現のための経済対策」に、雇用拡大や賃金上 昇などの処遇改善に向けた取り組みを行う「地域人づくり事業」が盛り込まれ ている。当該事業については、補正予算成立後速やかに実施されると共に、県 民所得の向上や雇用情勢の改善を最重要課題として取り組んでいる本県に対し て、当該事業の配分に当たり格段のご配慮をいただきたい。
- 〇現在、国で実施されている「業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援 対策費補助金)」事業について、県内では繊維工業、家具・装備品製造業、医 療業など幅広い業種で活用され、活用実績は、平成23年度3件、平成24 年度16件と大きく増加、平成25年度は既に12件の活用(予算上限に達 した)があり、最低賃金の引上げに寄与していることから、平成26年度以 降も最低賃金引き上げのための環境整備を引き続き実施していただきたい。

鳥取県の最低賃金は現在、664円と全国最下位の低い水準。また、1人当たりの県民所 得も2,260千円(H22年度)と全国43位という低い水準であり、県民所得の向上が課題。

く参考>

- 1 「地域人づくり事業」(新規:補正予算案(1,020億円)を国会に提出中)
 - ○雇用拡大や賃金上昇のための処遇改善に向けた国の基金事業
 - ○「鳥取県経済再生成長戦略」及び「鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト」と連動させ て実施

《本県の活用想定事例》

- ・賃金上昇のための鳥取県東南アジアビューローを活用した海外販路開拓及びグローバル 人材育成(鳥取県版経営革新計画認定企業(480社)及び鳥取県戦略産業雇用創造プロ ジェクトコンソーシアム参加企業(92社)等に活用)
- ・若者の各種技能者のスキルアップや定着支援
- ・産休・育休代替要員の確保及び研修
- ・女性創業ファーストステップセミナー
- ・ 高齢者再就職のためのOA研修

2 鳥取県の最低賃金の状況

- ・鳥取県 664円 (H25.10.25~) (他に、島根県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県が同額で、 全国最下位)
- ·最 高 869円 (東京都)
- ·最 低 664円
- 平 均 764円
- 3 鳥取県の1人当たり県民所得の状況(H22年度)
 - ·鳥取県 2, 260千円(全国43位)
 - ·最 高 4,306千円(東京都)
 - ·最 低 2,025千円(沖縄県)
 - · 平 均 2,655千円

28 地方財政に配慮した企業立地促進法に基づく課税免除等に対する地方 交付税措置の延長について

《提案・要望の内容》

〇企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 (企業立地促進法)に基づく優遇支援措置は、県、市町村等が行う企業立地の促 進に当たって強力なツールとなっており、特に地方交付税措置(課税免除等に対 する減収補てん措置)は財政力の低い自治体にとっては企業立地の根幹となる制 度となっている。

〇このため、財政力の低い地域における企業立地促進及び産業競争力の強化に 向けた制度である企業立地促進法に基づく地方交付税措置の延長を行うこと。

※近年の地域経済・雇用状況をとりまく環境が大きく変化し、企業の海外展開・国内生産拠点の再編が加速。企業の事業再編の中で、財政力等の低い地域からの企業撤退が生じており、地域における産業集積の維持・活性化を図るとともに、国内需要を掘り起こすためには、財政力の低い地域への企業立地誘導を行う当該制度は企業誘致を行うにあたって根幹となる制度。

く参考>

〇企業立地促進法に基づく主な優遇措置

①課税の特例(国税)

概 要:立地企業への設備投資促進税制【国税】(特別償却:機械等15%、建物等8%)

適用期限:平成26年3月末まで

②地方交付税措置(減収補てん措置・特別交付税措置)

概 要:財政力の低い自治体による立地企業に対する地方税(不動産取得税、固定資産税)

を減免した場合に地方交付税にて補てん(3年間、減免額の75%を補てん。)

適用期限:平成26年3月末まで

③工場立地法の規制特例

概 要:緑地面積規制の市町村への委譲(地域の実情に応じ緑地面積率の引下げを可能)

〇鳥取県における企業立地促進法に基づく企業立地計画認定状況(H19年~)

| 認定企業数 | うち、地方交付税措置適用予定企業 |
|-------|------------------|
| 3 0 社 | 1 9 社 |

- 〇平成 25 年 12 月 12 日に自民党が発表した「平成 2 6 年度税制改正大綱」により、企業立地促進法に基づく特別償却制度(国税措置)が平成 2 5 年度限りで廃止を決定
 - <自民党税制改正大綱抜粋>

集積区域における集積産業用資産の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止する。 (所得税についても同様とする。)

29 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設について

《提案・要望の内容》

- 〇水田農業政策の見直しに当たっては、地域の農地が守られ、大規模農家や中山間地域などにマイナスの影響がないよう、産業政策と地域政策との調整を十分に図ること。また、政策転換に当たり現場の混乱を招かないよう、円滑な移行措置を講ずること。
 - ※本県における現行の米の直接支払交付金は、県内水稲作付面積の9割以上をカバーしており、地域政策としての側面も大きい。支払対象者は20,509件、交付額は1,593百万円と多くの農家が影響を受ける。
 - また、現行制度が既に現場で定着していることから、混乱を招かないよう円滑な移行措 置が講じられることが必要。
- ○政策転換に伴う農家の不安を払拭するため、政策転換の影響についてシミュレーションを示すとともに、その対応策を十分説明して、農家が経営判断ができ将来が見通せるようにすること。
 - ※国の水田農業政策の見直し検討(米政策や経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度創設)が急速に進んでいる。これらの報道を受けて、多くの農家は、政策転換でどのような影響があるのか分からず、先が見通せない不安を感じている。
- 〇日本型直接支払制度の創設にあたっては、稲作農家の規模拡大を困難にしている水路等の農業用施設の維持管理や畦畔管理、水管理等を地域と連携して行える仕組みとするとともに農業者に分かりやすく簡便な手続きとなる制度とすること。また、制度の創設に伴い増加する地方負担への財政措置を講じること。
 - ※稲作経営においては、大型機械で実施できない畦畔や水路の管理等の作業が規模拡大の 隘路となっており、担い手農家が水田所有者の小規模農家に作業を再委託する場合も多い。特に、中山間地域では、多くの小規模農家が水路の管理等を担っており、担い手農 家のみで稲作経営していくことは困難。
 - また、制度の創設にあたっては、農地・水保全管理支払と同様に、県、市町村それぞれ 1/4ずつの地方負担が想定されている。
- 〇米の需給調整については、米価の維持や農家の経営安定などに貢献しており、 食料の安定供給と地域社会維持の観点から、今後も国が積極的に関与し責任を 持った対応をすること。
 - ※米の需給調整は、米価の維持や農家の経営安定などに貢献してきたと認識。国が関与を やめた場合、地域での調整は困難。結果として、米の主産県を中心に生産量が増加し供 給過剰による米価の低下が進むと予想。ブランド力の弱い県は、水稲作付の大幅削減を 余儀なくされ、中山間地域など他作物に移行できない地域での耕作放棄地化が一層進む ことが懸念される。

30 鳥取空港のレディオ空港維持について

《提案・要望の内容》

〇鳥取空港では、冬季の気象条件が厳しく欠航が多いこと、利用促進について 地域を挙げて取り組んでいること等から、リモート化された場合に、十分な 航空機運航の安全性が確保されるのか、利便性の確保に支障とならないのか 等が懸念される。また、空港管理者の負担増を伴うものである。国が十分な 説明責任を果たし、地元の懸念が払拭されない限り、飛行場対空援助業務の 現状維持を図ること。

① 経 緯

- ・さる6月12日に大阪航空局から、8月22日には国土交通省航空局及び大阪航空局から当方に、平成27年度から飛行場対空援助業務をリモート(RAG)化することについて説明があった。現在、レディオ空港として運航情報官が鳥取空港出張所管制塔で行なっている飛行場対空援助業務を大阪国際空港の飛行場援助センター(FSC)で行うとのことである。
- ・国として可能な空港から順次リモート化を進めることで、国の職員を削減するものであり、鳥取空港の場合、この10年間は増便されることなく現在に至っていること及び交通量が少ないこと等が選定理由ということであった。また、庁舎(2階部分まで)は耐震化するが、管制塔は撤去する計画とのことであった。

② 国との協議状況

- ・管制塔の撤去計画については、国が耐震化を行い、残すことを決定された。また、全国 どのFSCからでもRAG(リモート対空援助)できる体制を整えたとのこと。
- ・利便性の確保については、7往復/日でも対応できるとの説明であり、東京5便化への 増便も決定されたところ。
- ・航空機運航の安全性の確保については、安全性が下がることはなく、管制塔から目視しようがしまいが、運航情報官の対空情報提供のレベルは変わりないとの説明であるが、 地元としては懸念が払拭できていない。国が十分な説明責任を果たしていただきたい。
- ・リモート化に伴う中継伝達と空港職員の増員については、迅速で的確な情報連絡体制が構築できるのか、双方で協議・検討を行っている。しかし、現行運用時間が14.5時間の状況下でリモート化すれば、鳥取空港管理事務所の人員増が必要であることは明らかであり、かつ、執務室のスペース拡大も必要となることから、国の職員は削減されても、本県は、人件費、機器設置等整備の面で負担増となる。

く参考>

○鳥取空港就航状況の推移

単位:便

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 欠航便数 (通年) | 4 4 | 5 2 | 5 2 | 9 1 | 5 6 |
| 冬季欠航便数(12~3月) | 3 5 | 4 1 | 4 6 | 5 9 | 3 3 |
| 就航率 (12~3月) | 96.4% | 95.8% | 95.2% | 94.0% | 96.6% |

31 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について

《提案・要望の内容》

〇米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、大橋川改修事業に伴う中海湖 岸堤の整備を促進すること。

【中海湖岸堤の整備(短期整備:6箇所)】

·整備完了: 崎津漁港(H22完了)、 米子港(H25完了予定)

・事業中 : 渡漁港、米子空港南側、貯木場、旗ヶ崎承水路

- ※鳥取・島根両県は、大橋川改修事業の実施に当たり、国が示した工程表に沿って中海湖 岸堤を整備するよう国に求める協定書を締結。(平成21年12月19日)
- ※両県はその推進母体として中海の水に関する諸問題を協議する「中海会議」(国土交通省、 農林水産省、鳥取・島根両県、中海沿岸市町等)を設立。(平成22年4月22日)
- ※国としても、斐伊川水系河川整備計画(平成22年9月30日策定)に中海湖岸堤の整備促進を明記しており、国はこの計画に基づいた着実な整備を進める必要がある。
- ○中海の水質改善に向けて、国レベルで実施されている流動や堤防開削に係る影響の調査等により、汚濁機構等の解明を図ること。
- 〇浅場造成、植生帯の復元に加え、中海の海藻回収による湖底環境の改善など、 新たな対策の検討も含め、具体的な水質浄化対策を積極的に推進すること。
 - ※中海においては、平成元年度から湖沼法に基づく水質保全計画に取り組み、平成21年度 に第5期計画を策定し、関係機関と連携して各種浄化対策を推進しているが、依然、 環境基準は達成されず、平成26年度は新たに第6期計画の策定時期となる。
 - ※平成22年4月に設置した中海会議では、中海における水質改善を進めるため、観測の強化・推進の意見が出され、平成24年度に国土交通省は米子湾流動等の現地調査を、島根県、鳥取県は米子湾流動シミュレーション解析等を行い、米子湾は水が湾帯し、汚濁負荷が滞留しやすい流動特性であることが判明した。
 - ※環境省は、汽水湖調査検討会(H23-25・全国調査)において、中海の堤防撤去と開削の影響等をまとめると聞いており、国レベルの研究や浄化対策の成果普及と両県の行う調査・研究等との連携強化を行うこと。
 - ※併せて、国では、浅場造成、植生帯復元等を進められているが、小規模で効果は限定的であり、一層の規模拡大、自然浄化機能の再生促進や海藻回収による湖底環境の改善など、更なる水質浄化対策を積極的に推進すること。

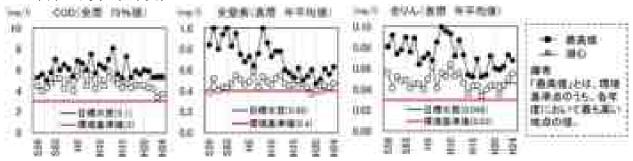
<参考>

○国が示した「斐伊川水系河川整備計画」における湖岸堤の整備計画

| | | | 整備物所 | は短り | 提供包B |
|----------|----------------------------------------|-----|-----------------|-----|-------|
| | | | | | |
| | 無機 (貯水額) | | 定度有百工度因验(的本場) | 20 | 1 |
| | (2) | | 運搬有西工業因後(的水場件) | 400 | 100 |
| | (株)株 (株)株(4) | | XBB | 100 | 1 |
| | (1) SE | | (把版有位集例明1位编建) | 800 | 1.25 |
| | 自衛隊基地 | ABB | 規連市投資得明(空遊賣) | 500 | т. |
| | ((((((((((((((((((((((((((((((((((((((| | 朱子市百津(空港南) | 900 | |
| 98 47 | (10) | | 未子市資津 | 100 | II(I) |
| | 原地 (水子市) | | 未子市資津(崎津池港) | 400 | 1 |
| | 無機 (金貨円(II) | | 朱子和錦小崎 | 30 | 1 |
| | (2) | | 米子市諸ヶ崎 | 800 | 1(2) |
| | 600 | | (水子市施町(水子港 野桃県) | 900 | 11/25 |
| | (格別市) | | 朱子市海町(宋子遊 食品問題) | 100 | 1 |
| | | | • | | |



○中海の水質の経年変化



32 県民の安全安心を守る治水事業(直轄事業)の推進について

《提案・要望の内容》

〇県民の安全・安心を確保するため、浸水被害や土砂災害の危険度の高い地域な どにおける直轄事業を推進すること。

【河川事業】

斐伊川:中海湖岸堤 渡漁港 (築堤、樋門)、米子空港南側 (築堤)、

貯木場 (築堤)、旗ヶ崎承水路 (樋門)

日野川:青木箇所(河道掘削<流下能力向上>)

天神川:小鴨箇所、米積箇所外(河道掘削<流下能力向上>、侵食対策)

千代川:佐貫~用瀬区間外(河道掘削<流下能力向上>、堰改修)

【砂防事業】

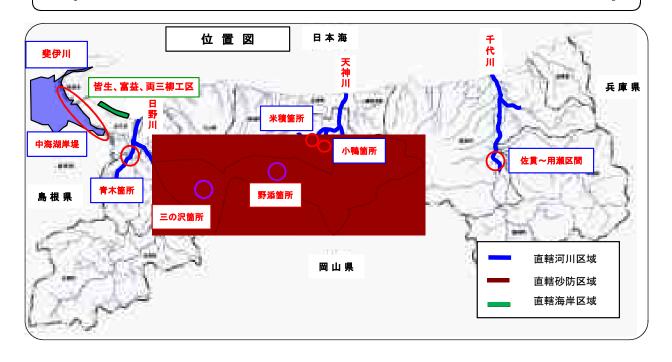
日野川流域:三の沢箇所外(土砂流出防止) 天神川流域:野添筒所外(土砂流出防止)

【海岸事業】

皆生海岸:皆生工区(人工リーフ(施設改良))、両三柳工区(侵食対策)

富益工区(養浜工)

- ※近年、全国各地で台風や「ゲリラ豪雨」など局地的な豪雨が多発しており、平成23年9月には台風12号によって紀伊半島で、平成24年7月には梅雨前線によって九州地方で、また、本年9月には台風18号によって近畿地方等で、観測史上記録的な豪雨により甚大な人的被害が発生したところ。
- ※鳥取県内は、中国山地から発する急流河川が多く、急激な水位上昇や土砂堆積等によってこれまでも浸水被害が発生しており、今年に入って7月、8月、9月と立続けに集中豪雨が発生し、鳥取市では避難勧告が発令されたほか、皆生海岸では10月の台風26号による波浪により浜崖が発生したとともに、県内で初めて海岸水防警報が発令されるなど、早急な防災対策が不可欠。

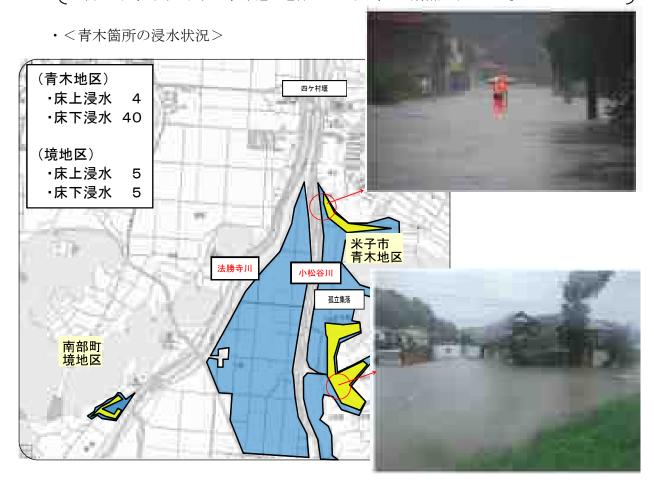




【日野川】

·河川事業 (青木箇所)

平成23年の台風12号では、法勝寺川の水位上昇の影響で、県管理の小松谷川沿いの米 子市青木地区で浸水被害が発生したほか、法勝寺川沿いの南部町境地区で浸水被害が発生 (床上9戸、床下45戸)し、県道が通行止めとなり、一時集落が孤立した。



• 砂防事業(日野川流域)

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」では、特に梅雨時期や台風時期に大山南壁の沢 (一の沢、二の沢、三の沢)で土石流が発生し、大山環状道路が通行止めになるなど観光 資源としての価値を下げるとともに、下流域の住民は土石流による災害の不安を抱えている。

· < 大山南壁下流域土砂流出状況 >





•海岸事業(皆生工区)

<浜崖の発生状況>

浜崖発生前の状況



浜崖発生後の状況



33 安心して暮らせる県土づくりのための治山事業費の確保について

《提案・要望の内容》

〇平成25年7月15日豪雨により、本県西部地域を中心に多数の山地災害が発生した。これらについては、災害関連緊急治山事業を導入し、治山施設の早期整備を図っているところ。

しかし、上記以外にも新たに森林荒廃が進み、土砂災害の危険が高まっている地区が多数存在する。これらについても早急に復旧する必要があり、県単独費により平成26年度事業化に向けた調査を実施している。

このため、継続事業に加え、これらの新たな荒廃山地の復旧に係る治山施設の早期 整備に必要な事業費を確保すること。

【民有林補助治山事業】 えのきいち

畑池地区(伯耆町)・榎市地区(日野町)・助沢地区(江府町)ほか 18地区

平成25年7月15日豪雨等による新たな山地荒廃

伯耆町畑池地区 (町道への土砂流出)



日野町榎市地区 (町道への土砂流出)

江府町助沢地区 (町道への土砂流出)





34 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた スポーツ振興の取組への支援について

《提案・要望の内容》

○2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、国を挙げてこの大会の成功及びスポーツ振興に取り組もうとしている。

東京オリンピック・パラリンピック開催は、日本国民に夢と希望を与えるものであり、特に未来を担う子どもたちがオリンピック・パラリンピックを体感できるよう、スポーツ振興に意欲的に取り組んでいる地方に対して、キャンプ地誘致等への積極的な支援を行うこと。

○各スポーツ競技の国内外トップチームのキャンプ地誘致等への支援

- ①海外トップチームのキャンプ地誘致に向けた活動や必要な施設整備への支援
- ②日本代表選手の育成強化のために開催される競技大会や合宿が行われる拠点施設の 指定及び必要な施設整備への支援

<参考>

鳥取県における取組等

○2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を支援する決議

平成25年10月8日に、鳥取県議会において議員提出議案第2号「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を支援する決議」を可決。

○セーリング競技の日本オリンピク委員会(JOC)競技別強化センター認定公募への申請

- ・現在、セーリング競技の国内拠点施設は、文部科学省認定のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設である和歌山マリーナ、また、JOC認定の競技別強化センターとして唐津ヨットハーバーと葉山新港がある。
- ・このたび、日本セーリング連盟より JOC認定の競技別強化センターとして 1 施設を追加認定(認定期間は 2017 年 3 月末まで)するにあたって公募が行われており、境港公共マリーナを申請中。
- ・日本セーリング連盟に対して、境港公共マリーナのJOC競技別強化センターへの認定 について、知事、教育長が要望。(11月15日、12月4日)

○世界レベルの大会開催に伴うキャンプ地誘致の主な実績

| 大 会 | チーム国 | 会 場 |
|-----------------------|-------|--------------|
| 2002年 日韓共催サッカーワールドカップ | エクアドル | 鳥取市営サッカー場 |
| 2007年 世界陸上大阪大会 | ジャマイカ | 鳥取県立布勢総合運動公園 |

<鳥取市営サッカー場(とりぎんバードスタジアム)>

観客収容人数 16,033 人、ナイター設備 1,500 ルクスを誇る、中国地方で唯一、J リーグのスタジアム基準をクリアしたサッカー専用スタジアム

<鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ウェストスポーツパーク鳥取)>

広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設

陸上競技場は過去のオリンピック会場で使われている高速レーン (スーパーX) を使用、このほか公園内に天然芝の競技施設を複数保有

35 「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」への支援について

《提案・要望の内容》

- 〇生涯スポーツの国際総合競技大会であるワールドマスターズゲームズの関西で の開催に対して、大会を成功に導くために、国においても新たな補助制度の創 設も含め、円滑な大会運営と準備に必要な財政的支援を行うこと。
- 〇ワールドマスターズゲームズは、スポーツ競技大会であるとともに、スポーツ ツーリズムを通じたインバウンドの拡大にも資するものであることから、国に おいても、「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の開催に向けた積極的な 広報活動を展開し、国内外における機運の醸成に努めること。

く参考>

ワールドマスターズゲームズは、オリンピックと同様に4年に1度開催される生涯スポーツの国際総合競技大会であり、関西広域連合では、その2021年大会の招致に向けて取り組んできた。

2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催に引き続き、その翌年に関西においてワールドマスターズゲームズ 2021 年大会を開催することは、我が国が超高齢社会を迎えようとしている今日、生涯スポーツの普及と振興に加え、健康志向の活力ある高齢社会の実現、観光関連産業の拡大、文化の活性化、国際交流の促進など、関西地域のみならずスポーツ立国をめざす我が国にとって多くの意義がある。

関西では、関係する府県や政令市、経済界、スポーツ関係団体等による準備組織を立ち上げ、国際マスターズゲームズ協会 (IMGA) へ正式な申入れを行い、11月10日には IMGA と準備委員会との間で 2021年大会の関西開催に関する基本合意書の締結を行ったところである。

=ワールドマスターズゲームズについて=

国際マスターズゲームズ協会 (IMGA) が4年ごとに主催し、30才以上の成人・中高年の一般アスリートを対象とした生涯スポーツの国際総合競技大会である。

- ・予選はなく登録すれば大会出場可能。競技資格や選抜基準はなく、唯一の参加基準は年 齢のみで上限はなし。
- ・約30競技から成るプログラムに複数エントリーすることが可能。
- ・男女・年代別(通常5才ごと)に種目が行われ、各年代別にメダルが授与される。
- ・元プロや元オリンピック選手も出場し、キャリアを超えて一般アスリートと競技を行う。
- ・チームスポーツやペアスポーツは多国籍チームでの出場も可能。
- ・平均9日間の大会期間と前後の観光滞在のため、生涯スポーツ大会では最長の滞在期間。 また選手のほかに家族連れで訪れ、競技の合間に観光等を行うスタイルが多い。
- ・選手参加者数:2009シドニー大会:95か国、約28,000人(うち海外約8,500人) 2013トリノ大会:107か国、約19,000人(うち海外約16,000人)
- ・総事業費:28 億円(2021年関西大会の概算事業費)

36 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

《提案・要望の内容》

○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業(天井等の非構造部材対策を含む)を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、耐震 化補助事業の充実・改善を図ること。

【私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充】

- ・耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引上げ *現行… I s 値 0.3 未満:1/2、I s 値 0.3 ~ 0.7:1/3
- ・<u>耐震化の必要な老朽化し危険な状態</u>の私立中・高等学校の改築費用の補助対象化 (構造耐震指標だけでなく耐力度、築年数も考慮した制度とすること)

*H26概算要求…耐震改築工事を補助対象に追加

- 〇地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する 地方財政措置を継続するとともに、補助額の算定における配分基礎額と実工事 費に乖離があることから、実情に沿った補助単価とすること。
- 〇公立学校施設の耐震化事業については、国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末までとされているため、各市町村では平成27年度までの完了を目指して取り組んでいるが、工期の関係でやむを得ず28年度まで完了がずれ込む場合も見込まれることから、国庫補助率の嵩上げ措置を平成28年度末まで延長すること。
- ○学校施設の避難場所としての機能を高めるため、防災機能強化のための補助制度を充実させるとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校について、対象工事の拡充を行うこと。
- 〇非構造部材の耐震対策について、学校設置者による点検がスムーズに実施できるよう、屋内運動場の天井落下防止対策のみならず、校舎等を含むその他の非構造部材についても異常の有無を判断できるよう、明確な基準及び点検方法を示すこと。

<参考>

【鳥取県内学校の耐震化率】

| 区分 | 公立小中学校 | 県立高等学校 | 私立学校(H2 | 24.4.1現在) |
|-----|---------------|-------------|-----------|-----------|
| | (H25. 4. 1現在) | (H25.4.1現在) | 高等学校 | 幼稚園 |
| 鳥取県 | 81.9% | 87.1% | 60.8% | 65.9% |
| | (611棟/746棟) | (195棟/224棟) | (31棟/51棟) | (27棟/41棟) |
| 全 国 | 88.9% | 86.2% | 75.7% | 75.2% |

37 給付型奨学金の創設について

《提案・要望の内容》

- 〇真に公助を必要とする生徒が安心して学校へ通うため、経済的な理由により修学 が困難な生徒を対象とする「給付型奨学金」の創設を行うこと。
- 〇国の責務として必要な財源を確保すること。
- 〇新しい制度を実施する際には、効率的な事務処理を行うことができるよう配慮する こと。
 - ※本県では、従来から所得要件を満たす申請者全員に高校奨学金の貸与を行っている。 平成22年度から高校の授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担があること から、奨学金のニーズは多い。
 - ※厳しい経済・雇用状況が続いているため、将来の奨学金返還の負担への不安から高校 生が進学を断念することの無いよう、卒業後に返還の必要がない給付型奨学金を創設し、 安心して修学できる環境をつくる必要がある。

く参考>

〇高校生への奨学金採用・申請状況等

| 貸与開始年度 | 新規貸与枠 | 申込者数 | 採用者数 |
|--------|-------|------|------|
| 平成22年度 | 920人 | 729人 | 729人 |
| 平成23年度 | 920 人 | 615人 | 615人 |
| 平成24年度 | 815 人 | 617人 | 617人 |
| 平成25年度 | 815人 | 592人 | 592人 |

[※] 平成22年度の高校授業料無償化開始後も授業料以外の負担があるため、 小幅な減少にとどまっている。

〇採用者の世帯の状況等

| 貸与開始年度 | 新規貸与者 | 左のうち低所得世帯 |
|--------|-------|-----------|
| 平成25年度 | 592人 | 369人 |
| | | (62.3%) |

[※] 低所得世帯は、世帯の収入合計が300万円以下の生徒数

〇高校奨学金の返還金未納状況

(単位:千円)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 未納額 | 15, 072 | 23, 451 | 35, 611 | 50, 302 | 62, 346 |

[※] 厳しい経済・雇用状況が続いているため、未納額が年々増加している。

38 拉致問題の完全解決について

《提案・要望の内容》

○このたび大きな動きのあった北朝鮮情勢をしっかり分析し、拉致問題の解決に向けて、「対話と圧力」による解決という方針のもと、引き続き国連をはじめとする国際社会と連携し、あらゆる手段を講じて北朝鮮との交渉をすすめ、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。

く参考>

【政府認定拉致被害者】

①松本京子さん(米子市出身、当時29歳):昭和52(1977)年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。



※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定 (全国で17人目、県内初)

- ②古都瑞子さん(日南町出身、当時47歳):昭和52(1977)年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。 ※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が

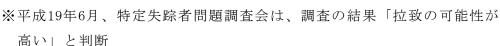


平成19年8月、米子警察署に告発状(所在国外移送目的略取誘拐罪)を提出。

や くらとみやす

高い」と判断

③矢倉富康さん(米子市出身、当時36歳):昭和63(1988)年8月2日、一人で 出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。





平成19年10月、米子警察署に告発状(所在国外移送目的略取誘拐罪)を提出。

④上田英司さん(伯耆町出身、当時20歳):昭和44(1969)年11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



- 【拉致の可能性を排除できない事案に係る方】※鳥取県警察本部の公表による
 - ⑤木町勇人さん(大山町出身、当時20歳):昭和50(1975)年8月25日、京都府 宇治市の下宿先を出て以降、行方不明。

